学校法人 松翠学園
滋賀文教短期大学
SHIGA BUNKYO JUNIOR COLLEGE

小学校総合的な学習の時間の指導の在り方
ー探究的な学習の推進の必要性を考えるー

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2021-05-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 前田, 康一
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32125/00000070

小学校総合的な学習の時間の指導の在り方
―探究的な学習の推進の必要性を考える―

前田　康一

抄録

平成27年度全国学力・学習状況調査において、初めて学力と総合的な学習の時間との相関が調査された。その結果、探究的な学習を積極的に取り組んでいる児童は、各教科の正答率が高かった。このことは、探究的な学習活動が児童の学力向上に有効であることを立証したものであり、各学校の総合的な学習の時間の実践に明確な方向性を示すものとして注視しなければならない。また、平成29年告示学習指導要領においても、探究的な学習の推進の必要性が強調されるとともに、実践への配慮事項が具体的に記述されている。本研究では、このことを踏まえ、これからの総合的な学習の時間の指導で考慮すべき事項を明確にし、各学校での実践に役立つ配慮事項を提言する。

キーワード：総合的な学習の時間の指導

１．はじめに

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難な状況下にあり、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、すべての子供たちの生き方に影響するものとなってきている。この変化に対応するためには、子供たち一人一人が受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮して、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが重要である。こうした社会状況を踏まえると、自らの生活や行動を振り返り、一人一人が自分の生き方を探究的に学ぶ、総合的な学習の時間の重要性は益々増している。

総合的な学習の時間は、第15期中央教育審議会第１次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成８年７月19日）において新しい学習の時間として創設が提言された。同答申では、今後の学校教育において、「生きる力」の育成を基本とし、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとしている。

この答申を受け、平成10年告示学習指導要領において「総合的な学習の時間」が創設され、小・中学校においては平成14年度より本格的に実施された。しかしながら、この時間の特徴が、各教科のように内容を規定しないこととあったことから、学習指導に当たっては、単元や題材など内容を各学校で設定しなければならなかった。教員にとっては、教科書もなく指導方法も自由というこの時間の指導は、豊富な経験と高い指導力が要求された。そのため、本格実施以降、総合的な学習の時間の成果は一部でみられたものの、実施にあたっての困難さから様々な課題も出てきた。

例えば、各学校において目標や内容を明確に設定されていない。体験的な活動を取り入れることに終始し探究的な学習の過程への位置づけが曖昧なまま実践されている。必要な力が児童に身に付いたかの検証･評価が十分に行われていない。教科との関連が十分に図られていない。適切な指導が行われないため教育効果が十分に上がっていないなど、改善すべき課題が少なくない状況にあった。

そこで、こうした課題に対応すべく、実施から１年後の平成15年には学習指導要領の一部改正が行われ、総合的な学習の時間の一層の充実ということから次の４点が規定された。一つ目は、各学校において総合的な学習の時間の目標及び

内容を定めること。二つ目は、この時間の全体計画を作成する必要があること。三つ目は、総合的な学習の時間のねらいとして、各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。四つ目は、総合的な学習の時間の目標や内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて教師が適切に指導を行う必要があること、などが規定された。

さらに、平成20年の学習指導要領の改訂では、教育課程における総合的な学習の時間の位置づけが明確にされるとともに、各学校における指導の充実を図るため、従来は総則において定められてきた総合的な学習の時間の趣旨やねらいなどが、総則から取り出し、新たに小学校学習指導要領に第５章として位置づけられ、内容の取扱いについて示されることになった。しかしながら、このようして学習指導要領の改訂や改正がなされてきたが、学校現場の実践上の課題は、今なお解消されているとは言い切れない状況下にある。

２．研究の目的

総合的な学習の時間の創設から各学校の実践上の課題を踏まえ、学習指導要領の改訂や改正が行われてきた。しかしながら、総合的な学習の時間は、創設以来、目標・内容を各学校で定め創意工夫ある教育活動を行っていくことに大きな特徴がある。平成29年告示学習指導要領においてもこの方針に変わりはないが、今回の改訂においては、今までの各学校現場の実践上の課題を踏まえ、その改善に向け、例えば、各学校が目標や内容等を設定する時の配慮事項が具体的に記される等、明確な指示が際立っている。

そこで、本研究では、平成29年告示学習指導要領改訂において、実践上の課題の解決に資するよう改訂がどのようになされたのかを明らかにする。そして、総合的な学習の時間の指導において重要とされている、探究的な学習を推進する上での配慮事項を提言することで現場の課題の解決に寄与することを目的とする。

３．全国学力学習状況調査と総合的な学習の時間の相関

平成10年に総合的な学習の時間が創設され各学校で実践されてきたが、この時間が具体的にどのような教育効果があるのかについては、様々な議論はあったが、調査などは実施されることはなかった。しかし、平成27年度の全国学力・学習状況調査において、初めて学力と総合的な学習の時間の相関が調査されることになった。

（１）全国学力・学習状況踏査の実施の意図と結果

小学校全国学力・学習状況調査は、国語・算数においてＡ問題とＢ問題として出題され、平成19年度から毎年実施されている。なお、平成31年度からは、知識と活用を一体的に問う調査問題に変えて実施されている。理科は平成24年度から３年に一回実施され、英語は平成31年度から導入され毎年実施されている。

調査問題作成の基本理念は、出題範囲・内容については、次の二つの枠組みを考慮して作成されている。一つは、主として「知識」に関する問題（Ａ問題）で、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に（以下、「知識」の問題という。）影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能などである。もう一つは、主として「活用」に関する問題（Ｂ問題）で、知識･技能等を実生活の様々な場面に活用する力（以下,「活用」の問題という。）や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容である。この二つの枠組みからも明らかなように、「実生活」に立脚する学力が含まれている。学校で学習した知識・技能等が、児童を取り巻く様々な生活場面において、活用できるようにすることが求められているのである。このことから、全国学力・学習状況調査は、「生きる力」の育成を基本理念とする平成10年告示学習指導要領に基づく調査であると考えることができる。その結果は、毎年各学校現場の実践に役立つように、各教科の得点結果だけでなく、教科の指導上の課題及び改善方策が併せて公表されている。

平成27年度の調査の結果は、下記〈図１〉のとおりであった。総合的な学習の時間において、自分で課題を立てて情

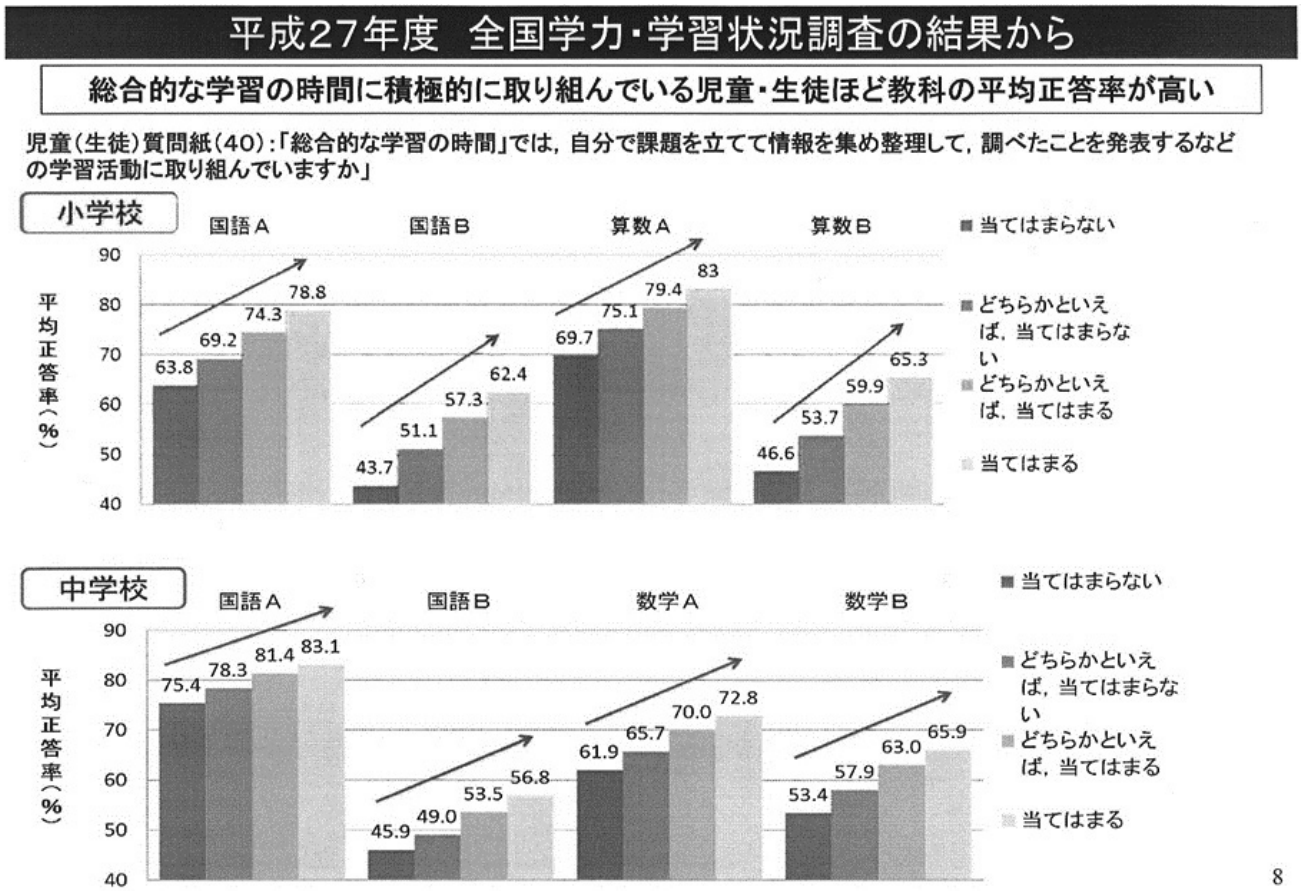

〈図１：平成 30 年 10 月１日　教育課程部会　参考資料より抜粋〉

報を集めて整理し、調べたことを発表するなどの学習活動に積極的に取り組んでいると回答した児童は、各教科の平均正答率が高い傾向が見られた。小学校においては、肯定的に回答した児童の正答率が、他の回答をした児童に比べ、国語科・算数科共に A 問題では 15 ポイントほど高く、B 問題では 18 ポイントほど高いという結果であった。中学校においても小学校ほどの開きはなかったものの高いということでは変わりはなかった。特に、注目すべき結果は、A 問題に比べ活用問題である B 問題の方が顕著に高かったことである。

（２）総合的な学習の時間における探究的な学習の有用性と課題

総合的な学習の時間の創設当初から、この時間は各学校の地域や児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとされてきた。特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことが重視されてきた。上記の全国学力・学習状況調査の分析等の結果において、総合的な学習の時間において探究のプロセスを意識して学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど各教科の正答率が高い傾向にあった。また，各教科において活用する力を問う B 問題の方がこの傾向が顕著であったことからも、探究的な学習が「生きる力」の育成に寄与するものであることが示されたことになる。さらに、この時間は、OECD が実施する児童生徒の学習到達度調査（PISA）における好成績にもつながり、OECD をはじめ国際的にも高く評価されている。これらの結果を踏まえると、学習指導要領が目指す趣旨を具現化するものとして創設、実施されてきた総合的な学習の時間が、学力の三要素から構成されている「確かな学力」の育成に寄与するものであることが立証されたといえる。

しかしながら、この調査を踏まえ「平成 29 年告示学習指導要領　解説　総合的な学習の時間編」では、実施上の課題として以下の点が指摘されている。

① 総合的な学習の時間を通してどのような資質・能力を育成するのかということや，総合的な学習の時間と各教科等との関連を明らかにするということについては学校により差がある。

② 探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題がある。探究のプロセスを通した一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

こうした課題を解決するために、今回の学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間の目標の改善として、これまで以上に総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識した取組の必要性が示されている。さらに、教科等横断的な学習の一層の推進を図るため、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。また、平成29年告示学習指導要領の第５章　総合的な学習の時間の第１目標の（２）においては、「実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。」と探究的な学習の過程を明確に位置付け実践されることの必要性が示された。これらのことは、各学校におけるこの時間の課題の解決に向けての具体的な方向性が示されたものであると理解されなければならない。

４．平成29年告示学習指導要領における探究的な学習の必要性の強調

探究的な学習の過程の重要性は、全国学力・学習状況調査と総合的な学習の時間の相関を考察した結果からも実証された。このことを受け、今回の学習指導要領において、探究的な学習の充実を図ることの必要性への指摘が多く見られる。例えば、平成10年告示学習指導要領と平成29年告示学習指導要領の総合的な学習の時間の内容を比較してみるとそのことがより一層鮮明になる。

平成10年告示学習指導要領において、総合的な学習の時間における学習活動を行うに当たっての配慮事項として、国際理解に関する学習について次のように記述されている。「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにする。」と記されている。一方、平成29年告示学習指導要領では、「国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」とされている。「探究的な学習に取り組むことを通して」と記され、その必要性が明示されている。このことは、今回の学習指導要領第５章　総合的な学習の時間　第３指導計画の作成と内容の取扱いにおいても、体験的な活動について、「探究的な学習の過程に適切に位置付けること」とされた。また、その他、この時間における様々な学習活動を推進するに際して、探究的な学習が強調されるとともに、各学校が目指す具体的な資質･能力は探究的な課題とその解決を通して育成されるものと記されている。このようにして、この時間における探究的な学習の推進の必要性が強く求められているのである。

さらに、平成29年告示小学校学習指導要領解説　総合的な学習の時間編　第２章　第２節１（１）には、「探究的な見方・考え方を働かせることを目標の冒頭に置いたのは、探究的な学習の重要性を鑑み、探究的な学習の過程を総合的な学習の時間の本質と捉え、中心に据えることを意味している。」と明確に探究的な学習の重要性が記されている。こうしたことからも、今後各学校の総合的な学習の時間の実践を考える上では、探究的な学習をいかにして充実させていくかを全教職員で協働して学校全体で追究していくことが必要となってくる。

５．平成29年告示学習指導要領総合的な学習の時間における配慮事項

（１）総合的な学習の時間の目標及び内容

今まで述べてきた通り、今回の学習指導要領においても、この時間の目標や内容を各学校で定めるという創設以来の基本方針に変更はない。しかし、今回の改訂では各学校におけるこの時間の実践上の課題に対応すべく、新たに次のことが

加えられた。それは、総合的な学習の時間の目標と各学校の教育目標とのつながりを考える視点である。小学校学習指導要領「第１章　総則」の第２の１「各学校の教育目標と教育課程の編成」において、次のように記されている。「教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第５章総合的な学習の時間の第２の１に基づき定められる目標との関連を図るものとする。」そして、第５章　総合的な学習の時間の第２「各学校において定める目標及び内容」の３の（１）においては、「各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと」と記されている。

これらのことは、各学校がカリキュラム・マネジメントの中核に「総合的な学習の時間」を位置づけ、教育課程全体における指導を通して目指す資質・能力の育成を実現していくことの重要性を示唆するものである。

（２）「総合的な学習の時間」の目標と育成を目指す「資質・能力」

「総合的な学習の時間」の目標は、小学校学習指導要領「第５章　総合的な学習の時間」の第１「目標」に次のように記されている。

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次の通り育成することを目指す。

① 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

② 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現できるようにする。

③ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

今回の学習指導要領では、各教科等では「見方・考え方を働かせ」ながら、各教科・領域における活動や学習を「通して」、育成を目指す「資質・能力」が各教科領域で示されている構造となっている。このことは、「総合的な学習の時間」においても同様の構造で示されている。

各教科等で育成すべき「資質･能力」について「第１章　総則」の「第１小学校教育の基本と教育課程の役割」の３に、次のように記されている。

２の（１）から（３）までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第２ の３ の（２）のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

① 知識及び技能が習得されるようにすること。

② 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

③ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

この「資質・能力の３つの柱」に照らして先に示した「総合的な学習の時間」の目標をみると、「知識・技能」については「探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする」こと、「思考力・判断力・表現力」については「実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする」こと、「学びに

向かう力・人間性等」については「探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う」ことを目指すこととなる。

さらに、小学校学習指導要領　第５章　総合的な学習の時間の第２「各学校において定める目標及び内容」の３（６）に「総合的な学習の時間」で育成を目指す資質・能力についての配慮事項が次のように記されている。

探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

① 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

② 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の

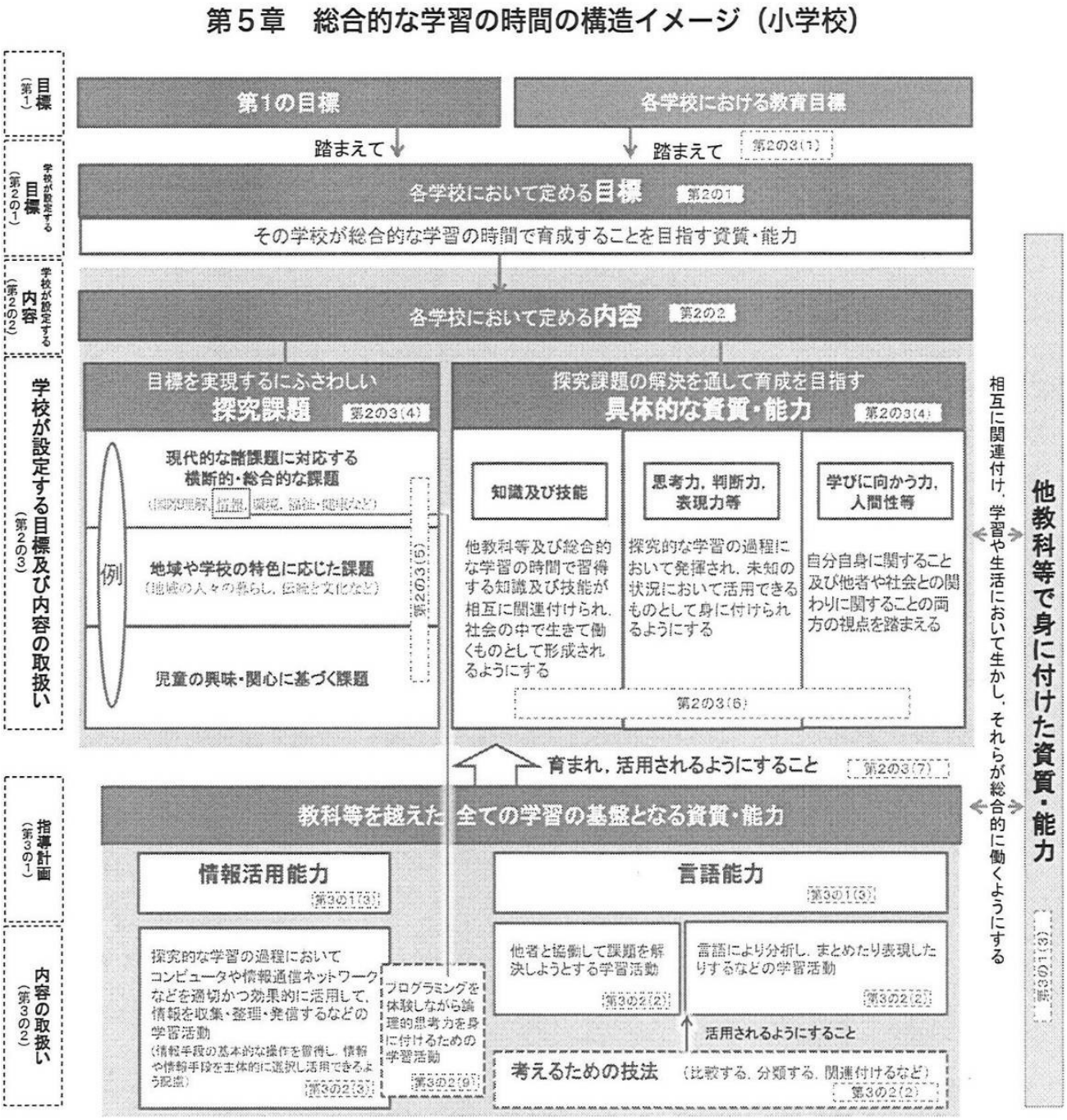

〈図２　小学校学習指導要領解説　総合的な学習の時間編　第３章「各学校において定める目標及び内容」より抜粋〉

過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

③　学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

この３点は、「総合的な学習の時間」において育成を目指す「資質・能力」を具現化する時や、学習活動を具体的に組織するうえでの配慮事項でもあると捉えなければならない。

（３）「総合的な学習の時間」の内容とその指導計画の作成

小学校学習指導要領「第５章　総合的な学習の時間」の第２「各学校において定める目標及び内容」の３（４）及び（５）に、「総合的な学習の時間」の内容について次のように記されている。

（４）各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

（５）目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

（４）においては、各学校は、内容として「総合的な学習の時間」の目標を実現するために探究課題を設定することが求められている。そして、課題を探究することを通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定することが明確に指示されている。すなわち、「総合的な学習の時間」の目標で示された「資質・能力の３つの柱」を、探究課題という実際的な対象に即して具現化したのが、具体的な「資質・能力」であると捉えられる。また、目標を実現するための探究課題の設定の仕方については（５）に具体的に示されている。

こうした内容を指導するための指導計画の作成に当たっては、第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の１（１）に「年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること」と記されている。指導計画の作成に際しては、いつ、どのような活動を行うかに加えて、目標としている資質・能力の育成のためにはどういった活動を行うことが必要で、どこでどのような指導が必要であるのかといった見通しや計画を立てて取り組むことが必要となってくる。以上の配慮事項を基にして、各学校においては、総合的な学習の時間の推進のための構造の全体像を明確に捉え、見通しを持ち、計画的に指導計画を作成し実践していかなければならない。（図２参照）

６．総合的な学習の時間の評価について

（１）指導と評価の一体化

総合的な学習の時間の目標や内容は、各学校や地域の実態を踏まえ設定するという特徴が、創設当初から今回の学習指導要領においても維持されている。各学校では、総合的な学習の時間の創設から真摯な取組が重ねられてきたが、それが子ども達にどのような力を身に付けさせることになり、そのための指導が適切に行われているのかという評価に関する課題は根強く残っている。しかし、今回の学習指導要領では、各教科等の目標及び内容が，育成を目指す資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）に沿って再整理することが示され、各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にする必要がある。この考え方は、総合的な学習の時間も同様であり、これにより、教師が「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、それを基に授業改善を図っていく「指導と評価の一体化」が実現されることを指向したものであると考えられる。

また、子供たちや学校，地域の実態を適切に把握した上で教育課程を編成し、学校全体で教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」についても、実施の側面として３つのことが記されている。その一つの側面に、「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」があり、教育課程を編成・実施し、学習評価を行い、それを基に教育

課程の改善・充実を図るというPDCAサイクルを確立することが重要であるとされている。このことは、「指導と評価の一体化」のための取組を推進することが強調されたものであり、今回の学習指導要領においてより一層明確に示されたことでもある。

（２）総合的な学習の時間における評価規準の作成

①目標及び内容と観点の設定

今回の学習指導要領の改訂では、先にも述べたが指導と評価の一体化に向けた提言がなされているところに着目しなければならない。評価を実効性のあるものにするためには、各学校において実践に即した評価規準の作成が喫緊の課題となってくる。そのための手順は、「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料　小学校総合的な学習の時間」において明確に示されている。そのため、本稿では、以下作業手順の要点のみを述べることにする。

作成手順として、今回の学習指導要領では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理することとされている。総合的な学習の時間においても同様である。このことを踏まえ、総合的な学習の時間においては、学習指導要領が定める目標を踏まえて、各学校で観点を設定することとされている。その際、各学校が目標や内容を定めるには、学習指導要領において以下のことについて考慮するように示されている。

【各学校において定める目標】

○　各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。（第２の３（１））」

ここに記されている「総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す」とは、各学校における教育目標を踏まえて、各学校において定める目標の中に、この時間を通して育成を目指す資質・能力を、三つの柱に即して具体的に示すということである。

【各学校において定める内容】

○　探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については，次の事項に配慮すること。

①　知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

②　思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

③　学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。（第２の３（６））

また、各学校において定める内容として、今回の改訂では新たに「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つが挙げられている。ここで示された「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を、各探究課題に即して具体的に示すものであり、教師の適切な指導の下、児童が各探究課題の解決に取り組む中で育成することを目指す資質・能力のことである。この具体的な資質･能力も、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の三つの柱に即して設定していくようにするとされている。このことについては、平成29年告示小学校学習指導要領解説　総合的な学習の時間編において下記図３のとおりとすることが示された。

これにより、総合的な学習の時間においては、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が、目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特徴は維持しつつ、観点を設定することになる。その際、指導と評価の一体化を推進するために、目標を資質・能力の三つの柱で整理し、評価の観点を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の３つの観点から再整理して示していかなければならない。

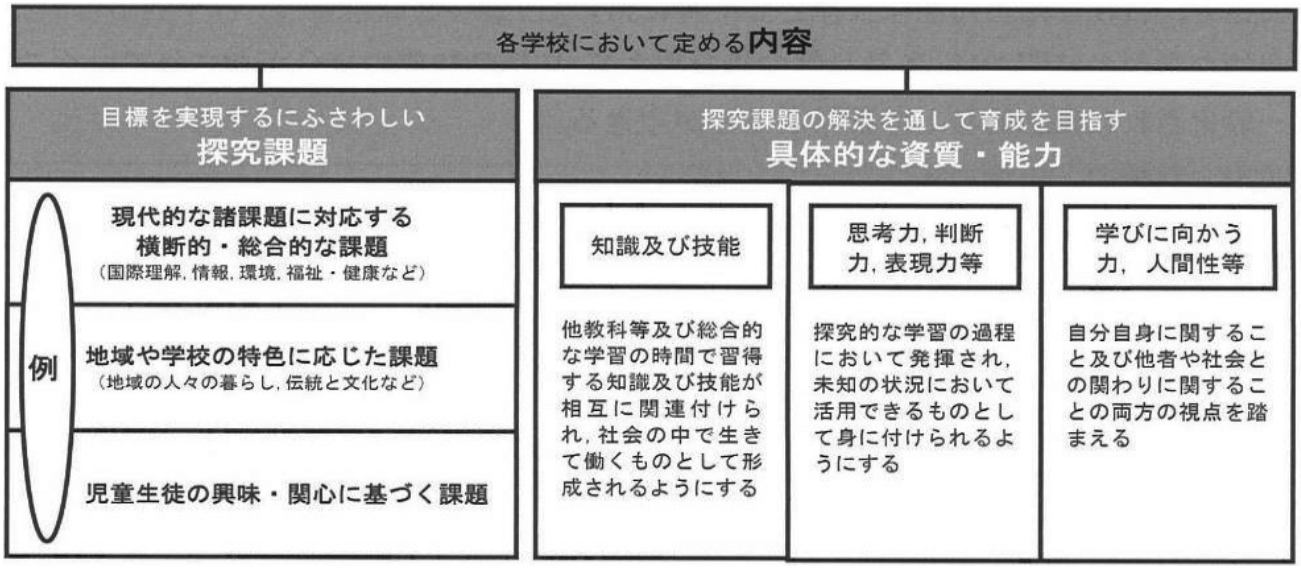

〈図３　小学校学習指導要領解説　総合的な学習の時間編より抜粋〉

② 評価規準の設定

次に、設定された観点を基に、内容のまとまりごとの評価規準を作成する。その手順として、内容のまとまりごとに設定した観点として記載されている記載事項の文末を、例えば「知識及び技能」であれば、「理解する」から「理解している」などとすることにより「内容のまとまり」に対応する評価規準とすることができると記されている。（「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料　小学校総合的な学習の時間　参照）総合的な学習の時間における「内容のまとまり」とは、各学校が設定する探究課題ごとに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質･能力のことである。従って、評価規準は、各学校で設定された観点を児童の活動する姿として表記すればよいことになる。

７．まとめ

本研究では、総合的な学習の時間の推進に向け、総合的な学習の時間と学力の相関が調査された結果を考察し、探究的な学習が確かな学力の育成に有効であることを明示した。また、平成 29 年告示学習指導要領において、探究課題を設定し、その解決を通して育成を目指す資質・能力を吟味して観点を設定し、それを基に評価規準を作成することの重要性についても指摘した。そして、その評価規準に従い指導と評価の一体化を図る PDCA サイクルを機能させることで、探究的な学習活動の一層の充実を図ることができることにも言及した。今後は、本研究で示した指導の在り方を、具体的な実践を基に更に追究していきたい。特に、各学校の実態を踏まえた探究的な学習の課題の設定や、その解決の過程で身に付けるべき資質・能力から評価規準を設定し、指導と評価の一体化を図り、探究的な学習活動の一層の充実を図っていくための配慮事項を具体的に示したい。また、探究的な学習の過程において、児童の学びの深まりを把握するために有効な評価方法とされているポートフォリオ評価やルーブリック評価、パフォーマンス評価などをどのように活用していくことが総合的な学習の時間の指導の質の向上につながるのかについても研究していきたい。

さらに、平成 28 年中央教育審議会答申では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められている。各学校が教育課程の編成作業を進めるに際しては、適切な計画を確実に実施していくための校内外体制の整備が欠かせない。学校や地域の実態を考慮し、子供たちの学びがより充実したものになるよう、学校に関わる人々の英知を結集し、支援する体制の構築が望まれるところである。その際、各学校にある既存の組織体制を、学びの支援の充実という視点から再構築するのも一つの方法ではないかと考える。例えば、コミュニティースクールの組織が構築

されている学校・地域であれば、地域の人々が教育活動に参画する視点から、教育の質を高めるための支援の在り方を模索し、体制の再構築を図ることも一考すべきである。今後は、実践を通して望ましい支援体制の在り方を具体的に提言していきたい。

【参考文献・引用文献】

・文部科学省　平成 29 年告示学習指導要領

・文部科学省　平成 29 年告示学習指導要領解説　総則編

・文部科学省　平成 29 年告示学習指導要領解説　総合的な学習の時間編

・文部科学省　平成 20 年告示学習指導要領

・文部科学省　平成 20 年告示学習指導要領解説　総合的な学習の時間編

・文部科学省　平成 10 年告示学習指導要領

・文部科学省　国立教育政策研究所　教育課程研究センター

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料　小学校総合的な学習の時間　2020 年 6 月 27 日付け

前田　康一　子ども学科教授・教科教育学